

## 会議の公開について

### 1 会議の会合について

会議の会合は、原則公開とする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

### 2 議事要旨について

#### (1) 取扱い

会議の会合については、非公開の場合を除き、原則として、議事要旨（A 4 用紙 1 枚程度）を公開する。なお、議事要旨の内容は、日時、場所、出席者、テーマ、議事概要とする。

また、議事要旨の作成は、事務局が行い、座長の承認を得て公開する。

#### (2) 公開の方法

一般のアクセスが可能な上天草市のホームページに掲載し、公開する。